地方独立行政法人栃木県立岡本台病院

女性活躍推進法に基づく情報公表について

令和８（2026）年４月

１　男女賃金の差異について

（令和７年度実績）

区分	男女間賃金差異
全職員	83.2%
正職員	86.2%
非正規職員	65.4%

・対象期間：令和７（2025）年４月１日～令和８（2026）年３月 31 日
・正職員：プロパー職員、栃木県庁医療政策課派遣職員
・非正規職員：暫定再雇用職員、特定期限付職員、一般期限付職員、業務嘱託員、業務補助員

【正職員】

育児休業から復職した女性は、育児短時間勤務や育児部分休業取得による給与の減額や、子の養育に伴う深夜勤務及び勤務時間外勤務の制限により、夜勤手当や休日給、特殊勤務手当等の支給額が男性よりも少ないため、給与の差異が大きくなる傾向がある。

【非正規職員】

男性の非正規職員は、その約６割を医師が占めている。一方、女性の非正規職員では、約６割が短時間勤務の業務嘱託員および業務補助員である。このような職種構成の違いにより、男性の給与額は女性より高くなる傾向がある。

２　女性管理職比率について

（令和８年４月１日時点）

区分	女性	男性	総計	女性の比率
役員	３	４	７	42.9%
職員（管理職）	２	４	６	33.3%
管理職総計	５	８	13	38.5%

３　男女別の育児休業取得率について

（令和７年度実績）

男性育児休業取得率：100.0％
女性育児休業取得率：100.0％

４　有給休暇取得率について

（令和７年度実績）

68.5%